

「施工プロセス」チェックリスト

基本事項

1. 「考査項目別運用表」（建築工事成績評定要領第5関係）のうち、監督員が評価を行うため必要に応じて使用するものとする。（工事規模、工期等により判断する。）
2. 原則として記載されたチェック項目を使用することとするが、各発注課所の工事内容等により、該当しないものは削除しても良いものとする。
3. 記載されたもの以外にチェック項目が必要な場合は、各発注課所が考査項目を勘案のうえ、追加しても良いものとする。
4. 各評価項目の文面は、各発注課所の実状に合わせて変更しても良いものとする。ただし、評価内容は変更しないものとする。